

#### 第44回松本市都市計画審議会 議事録

開催日時： 平成27年6月3日（水）午後2時00分から午後3時30分まで  
開催場所： 松本市役所東庁舎3階 議員協議会室  
出席委員： 大江裕幸会長（信州大学経済学部准教授） 大久保真一委員（松本市議会議員）  
近藤晴彦委員（松本市議会議員） 青木豊子委員（松本市議会議員）  
宮下正夫委員（松本市議会議員） 澤田佐久子委員（松本市議会議員）  
井口司朗委員（松本市議会議員）  
三石昇史委員（長野県松本警察署長、代理：交通第二課小松課長）  
石井杉男委員（長野県松本建設事務所長） 大窪久美子委員（信州大学農学部教授）  
武者忠彦委員（信州大学経済学部准教授）  
青柳美一委員（松本市農業協同組合代表理事組合長）  
大澤徳次委員（松本市農業委員会会長代理）  
胡桃澤宏行委員（松本商工会議所専務理事）  
忠地秀起委員（松本商工会議所建設部会長）  
星河淑美委員（社）松本薬剤師会理事）  
飯島みゆき委員（長野県建築士会松筑支部青年女性委員会委員）  
欠席委員： 清水聡子委員（松本大学総合経営学部教授）  
伊藤茂委員（松本ハイランド農業協同組合代表理事組合長）  
本間恵子委員（松本商工会議所女性会会長）

（上條都市政策課長）

これより、第44回松本市都市計画審議会を開会いたします。

私は、当審議会の事務局次長をしております都市政策課長の上條裕久と申します。どうぞよろしくお願いたします。はじめに、新たに委員とされます9名の皆様をご紹介させていただきます。

まず、市議会から推薦された委員として、大久保真一様、近藤晴彦様、青木豊子様、宮下正夫様、澤田佐久子様、井口司朗様、の6名でございます。次に、この度の人事異動により交代されました関係行政機関からの委員として、松本警察署長の三石昇史様、松本建設事務所長の石井杉男様の2名でございます。最後に、松本農業協同組合の役員改選にともなって、委員とされました、代表理事組合長の青柳美一様でございます。

新たな委員の皆さまの「辞令」につきましては、お席の方に交付させていただいておりますので、ご了承ください。なお、事前に資料を送付した後に、委員の変更がございましたことから、皆さまのお手元には、改めて最新の名簿をお配りしております。

また、本日は、委員20名のうち清水聡子委員、伊藤茂委員、本間恵子委員の3名が都合により欠席しております。したがって、本日出席の委員は17名となり、松本市都市計画審議会条例第5条2項の、委員が1/2以上が出席しなければならないという条件を満たしていることをご報告いたします。

それでは、上條建設部長より一言あいさつを申し上げます。

（上條建設部長）

本日は、大変ご多忙のところ、「松本市都市計画審議会」にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本来、市長からご挨拶すべきところでございますが、他の公務により欠席しておりますので、私、建設部長の上條から一言あいさつを申し上げます。

先ほど事務局次長が申しあげましたとおり、この度、都市計画審議会委員として選任されました、市議会議員6名、関係行政機関職員2名、松本農業協同組合1名の皆さまには、辞令を交付させていただきました。すでに委員となられております、11名の委員の皆さまともども、よろしくお願いたします。

さて、都市計画審議会は、都市計画法に基づき都市計画案を調査審議する機関でございます。都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、市民生活に大きな影響を及ぼします。このため、都市計画を定める際、行政機関だけで判断するのではなく、有識者や議会の議員、関係機関などから構成される審議会の調査審議を経て決定することとなっております。

本日は、松本都市計画地区計画（東方地区）の決定についての審議と、松本市立地適正化計画策定に向けた取組みを報告させていただきます。委員の皆様方からのそれぞれのご専門のお立場で、忌憚のないご意見、ご指導をお願い申しあげまして、私のあいさつといたします。

（上條都市政策課長）

初めに、審議に入る前に資料の確認をさせていただきます。先日送付しました資料は、次第、第43回都市計画審議会 事務処理の概要、第44回都市計画審議会の議案書、委員名簿です。このうち、議案書については、資料に不鮮明な箇所がございましたことから、机の上に差し替え版をお配りしております。また、委員名簿については、最新の名簿を同じくお配りしております。資料の確認はよろしいでしょうか。

なお、市議会から推薦された委員の皆さまには、あわせて都市計画マスタープランも事前に送付させていただいております。また、本日、全員の皆さまの机の上に松本都市計画図を配布させていただいております。加えて、昨年度、見直し策定いたしました「緑の基本計画」につきましても机の上にご配布させていただいておりますので、是非このような計画もあるということで、今後の参考にしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大江会長、議事の審議をお願いいたします。

（大江裕幸会長）

それでは、ただ今から第44回松本市都市計画審議会の議案審議を始めます。会議の進行は、松本市都市計画審議会条例第5条第1項により会長が務めることになっておりますのでよろしくお願ひいたします。

次に、議事録の署名人でございますが、松本市都市計画審議会運営要綱第9条第2項により本日出席委員の中から予め指名させていただきますのでよろしくお願ひいたします。本日の審議会の議事録署名人は、大久保真一委員と大澤徳次委員にお願ひいたします。

議案審議に先立ちまして、事務局より第43回審議会に係る事務報告をお願いいたします。

（赤間都市政策課課長補佐）

事務局担当の都市政策課課長補佐、赤間善浩と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、平成26年11月25日に開催しました、第43回松本市都市計画審議会に係る事務処理についてご報告いたします。事前にお配りいたしました事務処理の概要の資料をご覧ください。

前回、付議された案件は2件ございまして、議案第88号松本都市計画下水道の変更については、松本市決定の案件でございました。内容は、波田都市計画の松本都市計画への統合に伴う下水道計画の変更でございました。事務処理の経過といたしましては、11月25日の審議会にて審議、可決を頂いた後、11月28日市長に審議結果の報告をいたしました。その後、平成27年2月20日、松本市告示第40号により告示・縦覧されています。

続きまして、議案第89号は、松本市景観計画の変更に係る意見聴取の案件でございました。審議会での意見聴取の後、12月4日市長に審議結果の報告をいたしました。その後、景観計画の一部変更についてのお知らせを全戸配布し、平成27年3月18日、松本市告示第67号により告示・縦覧されています。

事務処理の報告につきましては、以上でございます。

（大江裕幸会長）

ただ今の報告について、ご質問等のある委員の発言を求めます。

【委員からの質問はなし】

それでは、特にご質問等が無いようですので、議案審議をはじめます。

本日付託されました議案は、議案第90号「松本都市計画地区計画（東方地区）の決定について」の1件で、松本市決定となっております。

それでは、事務局に伺います。議案第90号の傍聴者はございますか。

（赤間都市政策課課長補佐）

はい、議案第90号の傍聴者はございません。

(大江裕幸会長)

それでは、これより審議に入ります。  
議案90号の説明を担当課よりお願いします。

(柳澤都市計画課係長)

はい、議長。

松本市都市政策課都市計画担当係長をしております柳澤均と申します。よろしく申し上げます。

それでは、私の方から議案第90号 松本都市計画地区計画(東方地区)の決定について説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。議案書の3ページからになりますが、議案書の資料をもとに前のスクリーンで説明させていただきます。議案書の6ページと合わせてご覧ください。

まず、東方地区の位置ですが、松本市大字島内の一部に位置し、区域は約2.6ヘクタールです。松本市の中心市街地の西に位置し、JR大糸線の島内駅より直線距離で約700メートルの地点にあります。西側には圃場整備により整備された田園がひろがります。また市道を挟んで東側には保育園、デイサービスセンター、図書館、地域づくりセンター、南側には島内小学校などの公共施設が集積しています。周辺は市街化調整区域で、用途地域の指定はございません。

こちらの航空写真は平成25年に撮影されたものです。当該地は線引き前の昭和46年2月に農地転用の許可を得た、セイコーエプソンが映像機器の製造工場として利用してきました。しかし、工場は平成23年に閉鎖され、3年間ほど利用がされないことから地元でも土地利用について関心の高い場所でした。

こちらは、平成26年6月に撮影された工場がまだあった当時の写真です。こちらの工場は現在解体をされまして、民間の開発行為により、宅地の造成が完了しています。議案書の7ページを合わせてご覧ください。

こちらの開発行為の概要は、宅地分譲8区画、公民館1区画、区域面積が約2.6ヘクタールということで、平均区画面積は221.65平方メートル、約67坪という形になっております。公園が2箇所、開発道路は幅員6メートルの道路が延長で978メートルほど配置がされてございます。

こちらの画面は、宅地造成は平成27年3月の状況をお示ししてございます。3月に工事検査を終え、4月末に工事完了公告がされております。

こちらの開発行為は、松本市開発審査会の議を経て、平成26年11月に開発行為許可を受けた後、株式会社あづみ野開発 代表取締役 樽沼誠により造成が行われました。今回の地区計画の策定は、開発行為の事前協議の段階で、開発者が地元説明会を行った際、周辺の住民から地区計画策定の要望が出たことから地区計画導入の検討を行ってきたという経過でございます。

周辺住民からの要望については、市道8102号線、この区画のすぐ東を南北に通る道路でございますが、周辺の公共施設の利用者が大変多い事や、当該地南側にある島内小学校への通学路に指定されていることから歩行者の多い道路となっており、造成されます宅地からの車の出入りを制限し、歩行車の安全について配慮を求めるそういった希望です。あと、周辺農地、水田で行われる薬剤散布や、耕作作業音、匂い等の農業環境を理解したうえで住宅を建てること、などの意見がございました。

ここで、本市では市街化調整区域において地区計画を定める際、活用方針を定めています。

1基本方針といたしまして、周辺の市街化を促進することなく、市街化区域の計画的な市街化に支障がない計画で、松本市都市計画マスタープラン等との整合が図られていることとしています。

当地区は都市計画マスタープランでは田園環境保全ゾーンとして位置付けられていますが、従前の土地利用が工場であったことから、既に宅地利用が行われており、開発審査会においても周辺の市街化を促進する計画ではないとして、開発許可を受け宅地造成が完了しています。

2といたしまして、市街化調整区域では地区計画制度の活用を(1)既存集落型、(2)既存宅地型、(3)地域振興型の3つに絞って運用しています。今回は「既に造成されている住宅団地において、市街化調整区域におけるゆとりある良好な都市環境の維持・増進を図る。」既存宅地型の地区計画を定めることとします。

議案書の8ページをご覧ください。先ほどご説明いたしました、地区からの要望や活用方針を踏まえた地区計画策定の理由がこちらです。

当該地は、線引き前から立地する工場の跡地において、都市計画法の許可を受けた民間事業者により、宅地造成が行われた地区です。今後予想される建築行為について、建築物の用途の混在防止、あるいは、敷地の細分化などによる住環境の悪化を防止し、周囲の田園環境と調和した緑豊かで健全な居住環境の形成を目指すと共に、通学路に指定されている周辺道路における歩行者の安全を確保するために、地区

計画を策定するものです。

議案書の3ページへお戻りください。では、地区計画の内容についてご説明をいたします。地区計画の目標は、今後予想される建築行為について、地区計画を定めることにより、通学路に指定されている周辺道路への出入りについては歩行者の安全に配慮し、周辺の田園環境と調和したゆとりある緑豊かな居住環境の形成を目指すとしています。

土地利用の方針は、本地区全体について、周辺農地の営農環境に配慮した、良好な一戸建て住宅などが立地する低層住宅地区として誘導を図ることとしています。

建築物等の整備方針といたしましては、本地区全体について、周辺農地の営農環境に配慮した、良好な一戸建て住宅などが立地する低層住宅地区として誘導を図ることとしています。

その他の保全の方針としては、本地区の環境及び安全の維持及び保全を図るため、次のことを誘導します。資材及び廃棄物置場は設置しない。必要な台数分の駐車場を敷地内又は付近に備える。市道8102号線沿いに自動車の出入り口は設置しない。道路のすみ切り部分(交差点内)に、自動車の出入り口は設置しない。としています。

続いて、議案書の4ページをご覧ください。こちらから具体的な制限の内容になります。

建築物の用途の制限です。本地区では開発審査会の議を経て、開発行為許可を受けた「一戸建て住宅及び町内公民館」に用途を限定し、良好な一戸建ての住宅街を目指すため、戸建て住宅以外は建てられないように制限しています。町内公民館は、将来のことを考えて東方町会に開発者が敷地を提供しています。

ゆったりとした低密度の住宅街を目指すため、次の制限を設けます。容積率の最高限度とは延床面積の敷地面積に対する割合のことですが、市街化調整区域で200パーセントとしているところを80パーセントに制限しています。建ぺい率の最高限度とは建築面積の敷地面積に対する割合のことですが、市街化調整区域で60パーセントとしているところを50パーセントに制限しております。

敷地面積の最低限度はに200平方メートル、約60坪とします。この地区の平均区画面積は221平方メートル、最少区画面積は201平方メートルとなっています。

建物の高さの最高限度は概ね2階建までの低層住宅を誘導するため10メートルに制限します。こちらは、松本市景観計画と整合をとっております。

議案書7ページをご覧ください。壁面位置の制限はこの図のとおり、地区をA地区、B地区に区分し制限します。その概要につきまして、議案書5ページをご覧ください。壁面及び柱の面の位置は、A地区では道路境界線から1.5メートル、隣地境界線から1.0メートル以上離して設置します。B地区では道路境界線、隣地境界線ともに1.0メートル以上離して設置します。敷地にゆとりがあるため、全区画で道路境界線から1.5メートルの離隔を取るよう検討しましたが、B地区におきましては、敷地の形状から離隔を取ることが困難である場所があるため、表記のとおり区分をいたしました。

ただし、緩和措置もあります。対象となるものは、1つ目は、外壁又はこれに代わる柱の中心の長さの合計が3メートル以下の建築物又は建築物の部分、これは不整形な土地での建物の角が壁面後退の範囲内に入る場合の措置としてその範囲までは、出ることが認めております。続いて2つ目は、軒の高さが2.3メートル以下、かつ、床面積の合計が5平方メートル以下の建築物、これは2階の無い差し掛けの部分の後退の範囲内に入る場合の処置として設けております。3つ目といたしまして、床面積の合計が10平方メートル以下の建築物、これはプレハブの物置などを想定しています。4つ目といたしまして、床面積の合計が30平方メートル以内の壁面を有しない建築物又は建築物の壁面を有しない部分、こちらは、自動車車庫を想定したもので乗用車2台分のカーポートなどがこれにあたります。ゴミステーションも緩和の対象としています。

ここまでは、開発行為の許可条件として、既に現在行われている建築行為に対しても制限が適用されています。

続いて、垣又はさくの構造の制限です。道路境界線から奥行1.5メートルまでに設置するものの構造は、次に掲げるものとしています。1つ、生垣、2つ、前面道路路面から高さ60センチメートル以下の擁壁、石積み等は設置を可能としています。ただし、70センチメートル以上の植栽可能な空地を設け設置する敷地地盤面から10センチメートル以下のものは、この限りではないという形にさせていただきます。3番といたしまして、敷地地盤面から高さ1.5メートル以下のフェンス、金属さく等透視可能な柵は設置可能としてございます。4番といたしまして、片側の幅1.5メートル以下の門柱及びその他これらに類するもので、敷地地盤面から高さ1.5メートル以下のものは設置可能としております。

こちらの画面でイメージしていただければいいかと思いますが、設置の参考例です。左の写真は60センチメートル以下の石積みの上に生垣を設置したものです。右は60センチメートル以下の擁壁の上に1.5メートル以下の透視可能なフェンスを設置したものです。これらの規定は、ブロック塀や高い擁壁は

作らないようにして、防災に強い街並みを作るとともに、緑豊かな、道路から見通しの効く開放的な空間を作るといふものです。

以上が、地区計画により制限する内容です。

議案書の9ページをご覧ください。この地区計画を決定するにあたり、その経過は表のとおりです。県知事協議を平成27年4月10日に行い、5月21日付けで異存のない旨の回答を得ています。市条例による縦覧をしたところ縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。また、都市計画法第17条による縦覧を行いました。こちらも縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

以上で、東方地区地の区計画の決定について説明を終わります。よろしく申し上げます。

(大江裕幸会長)

ご説明、どうもありがとうございました。先ほど、私、とうほう地区と申し上げてしまいましたが、ひがしがた地区ということで、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

ただいま議案第90号についてのご説明がありました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

青木委員、お願いいたします。

(青木豊子委員)

地区のある方が、地域住民の会の時に、市街化調整区域の周辺の田園環境に配慮するということで、電線の地中化のことが言われたということですが、それが反映されていませんが、どういうことかお話を頂きたい。その話があったかどうか、それからそう言った対応を行ったかどうか、お伺いしたいと思います。

(大江裕幸会長)

それでは、ご説明をお願いします。

(柳澤都市政策課係長)

電線地中化についての検討経過について、ご質問いただきました。開発者から計画を立てる業者へは、そういった旨で地元の意見として検討の依頼があったということです。計画者が中部電力等と協議をした結果、コストの面や維持管理の面からこの地区においては需要が地中化を行うに達しないという判断の中で、ここの宅地造成においては地中化は困難であるとの判断に至ったと聞いております。

(大江裕幸会長)

青木委員、いかがでしょうか。

(青木豊子委員)

経費の面で高いということはわかるのですが、これからは開発をする時には、そういうことも視点に入れて、新たらしい開発をするときには、そう言ったときでなければなかなかできないと思う。そういうこともある程度、市の方から働きかけながら、土地利用や計画になるように、今後の要望とさせていただきます。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。大窪委員お願いします。

(大窪久美子委員)

聞き忘れかもしれませんが、地区をA Bと分けられた理由を教えてくださいませんか。

(大江裕幸会長)

それでは、ご説明をお願いします。

(柳澤都市政策課係長)

議案書の7ページと前の画面をご覧ください。基本的には、こちらの地区全体につきまして、道路後退の距離を1.5メートルとして、一般的な地区計画でも設定しておりますが、検討した経過がありま

す。B地区とした区画につきましては、敷地の形状や西側に農地が隣接していることがありまして、農環境等を保全する観点から、宅地ぎりぎりに建物を建てることの問題が生じてきます。形状や離隔を取ることが困難な部分がある中で、一緒くたの1.5メートルでなく、B地区については道路から1.0メートルの離隔で設定しました。そう言ったことで2つの地区に分けた経過でございます。

(大江裕幸会長)

大窪委員いかがでしょうか。

(大窪久美子委員)

今のご説明ですと、農地に近い所ほど道路境界から1.5メートルを設けないといけなかったのかと思ったのですが、農耕地と隣接している方がより幅を広く取るべきであったと思うのですが。

(柳澤都市政策課係長)

1.5メートル、1.0メートルの違いは道路境界線からの距離であり、隣地からの距離は一律で1.0メートルという離隔を取ることとしています。それから、本地区の西側には、宅地と農地の間に、道路及び水路約2.4メートルがあることを受けまして、緩衝帯の設置は必要がないという判断など諸々の条件を考慮しながらA地区とB地区で設定を変えた内容になります。

(大窪久美子委員)

今ご説明を伺った中で、仕方がなかったと言うように、地図上では見えなかったのですが、もともと2つのタイプとして区画造成されたので、道路境界線からの距離を1.5メートル以上にはできない区画ができたと解釈してしまうのですが、そうではないのですか。

(柳澤都市政策課係長)

おっしゃる通りですが、造成する前にそう言ったものを全て考慮して形成されればよかったのですが、そこまで調整が整わない中で、既存型ということで地区計画を設定してきました。

(大窪久美子委員)

今のご説明であれば、理解しました。ありがとうございました。

(大江裕幸会長)

よろしいでしょうか。

他にご意見やご質問等はございませんでしょうか。

(大澤徳次委員)

こう言った水田地帯や農村地帯にある住宅は、はじめはそれを承知で皆さん引っ越してくるんですね。そのあとに、農業は朝早くからトラクターやったり、いろいろな音を出す作業が多いと思うので、そう言った苦情が後々でてくる可能性があり、そう言った事例はあるんですけども。そういった点は、この地区に引っ越してくる皆さんにおいては、後々そう言った問題が無いようにぜひお願いしたいとおもいます。農家は、太陽が出て、明るくなってから仕事をするという考え方がまだ非常に多いことから、ぜひお願いします。

もう一つ、これだけの住宅が建つと島内の保育園の規模を今後どのように維持していくのか、その点をどのように考えているのかお聞かせいただきたい。

(柳澤都市政策課係長)

一つ目の農環境への配慮ということですが、将来的にさまざまな課題が生じる可能性はあるかと思いますが、いずれにしても元々が農環境に配慮して地区計画を設定した経過がございます。農環境への理解については、開発者が購入される施主への重要事項説明として、周辺農地についてしっかりと説明をして理解を得ていく形で開発者には指導している経過でございます。

それと、保育園と小学校については、現在の規模で想定される人員等について確認したうえで、今の状況であれば、今回の開発がされても対応可能だという判断のもとで開発されている経過がございます。

(大江裕幸会長)  
大澤委員よろしいでしょうか。

(大澤徳次委員)  
はい。

(澤田佐久子委員)  
整備する前のことだと思いますが、土壌の検査の経過についてわかれば教えてください。あと、A B 区画の中の道路はすべて市道という考え方で良いかどうか教えてください。

(柳澤都市政策課係長)  
まず、土壌の関係ですが、3,000平方メートルを超える開発ということで法に基づいて検査が実施され、問題なく開発になった結果であると思います。  
市道につきましては、先ほどの説明のとおり1キロメートル弱の延長を市道認定すると聞いております。

(澤田佐久子委員)  
わかりました。以前、市道だと思っていたところが私道だったと聞いたので、確認させていただきました。  
あと、周りの出入り口が危険だと言うことで出入り口をつくらないと言うことですが、かなり距離があると思いますが、その辺は家を買う方が納得して、大丈夫でしょうか。

(柳澤都市政策課係長)  
市道の出入りについては、西側に接道する道路の区画については接道する二か所に市道に集中して出ることになっています。現状なんですけれども、若干の市道と造成地には段差がありまして、青い部分に示してございますとおり、土留めのブロック等がある中で、基本的にはこちらからの出入りは物理的にもできないと思っております。

(澤田佐久子委員)  
わかりました。一番大切なことかと思しますので、危険の無いようによろしくをお願いします。

(大江裕幸会長)  
その他にご意見やご質問のある委員はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。  
それでは以上で質疑を終了して、採決させていただきます。挙手により採決させていただきますので、よろしく願いいたします。議案第90号 松本都市計画地区計画(東方地区)の決定について、原案のとおり可決することについて賛成の方は挙手をお願いします。

(委員)  
【全員挙手】

(大江裕幸会長)  
ありがとうございました。  
全員一致と認めまして、議案第90号は原案のとおり可決されました。

(大江裕幸会長)  
続きまして、報告事項の審議を行います。報告事項は「松本市立地適正化計画策定に向けた取組みについて」の1件です。事務局に伺います。報告事項「松本市立地適正化計画策定に向けた取組みについて」の傍聴者はございますか。

(赤間都市政策課課長補佐)  
報告事項「松本市立地適正化計画策定について」の傍聴者はございません。

(大江裕幸会長)

それでは、報告事項の説明を担当課よりお願いします。

(柳澤都市政策課係長)

引き続きまして都市政策課の柳澤ですが、私の方から報告事項につきましてご説明をさせていただきます。着座にて説明させていただきます。議案書の11ページからになります。議案書の資料を基に前のスクリーンにて説明をさせていただきます。

趣旨は、国は昨年8月に、都市再生特別措置法の一部を改正し、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加えて、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトなまちづくりを推進するための「立地適正化計画」を制度化しました。

この計画を作成する際には、都市計画審議会の意見を聞くこととされていることから、今後の意見聴取に先立って、本市における計画策定に向けた取組みについて本日ご報告をさせていただきます。

主な経過ですが、本市では都市計画法に基づき土地の開発誘導と環境保全を進め、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を形成するため区域区分などの都市計画制度を積極的に運用してきました。平成17年4月の4村合併と22年3月の波田町合併に伴う市域の拡大及び社会経済情勢の変化等に対応するため、都市計画マスタープランを見直しを行い、平成22年11月には合併した梓川地区を昨年11月には波田地区の都市計画区域を統合し、区域区分を行っています。

3番 本市の取組み方針と、4番 関連する取組みについてですが、議案書の13ページを合わせてご覧ください。

松本市の中心市街地は、松本都市圏の中心拠点として、様々な機能を集積し、利便性が高く、文化や伝統を楽しめるまちづくりを目指し、様々な事業を進めてきました。

現在も「松本城を中心としたまちづくり」を市政の重点施策の一つとして、松本駅・松本城・あがたの森を結ぶトライアングルが回遊性の骨格を形成し、「歩いて暮らせるまちづくり」を推進しています。

立地適正化計画は、中心市街地や公共交通沿線の拠点地区に都市機能を集約し、都市型居住の創出や民間活力の誘導により持続可能なまちづくりを促進していくことを目的とした制度で、本市が将来の都市像「健康寿命延伸都市・松本」の構築に向け、都市マスタープランに掲げ進めてきた「集約型都市構造」への取組みにも合致することから、法律や制度に沿って立地適正化計画の策定を進めるものです。合わせて、拠点間の移動を支える利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け、次世代交通政策を推進しながら「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えにより取組みを進めてまいります。

ここからは、「まちづくりの現状と課題」について、国がまとめた資料と、本市における現状分析結果などにもとづき、画面にて説明をさせていただきます。

国の推計によれば、2010年(平成22年)と比較し、40年後の2050年では、人口が半分以下になる地点が、現在の居住地域の6割以上で、そのうちの2割は人がすまなくなると分析がされています。赤と青の合計が6割で、そのうちの19パーセントが住まなくなるといって分析がされています。

日本全体の人口は、2010年(平成22年)に対し、2040年(平成52年)までの今後30年間で約2割程度の人口減少が見込まれています。特に15歳～64歳の生産年齢人口は約3割程度減少する見込みとされています。

こちらは、国立社会保障・人口問題研究所からだされている松本市人口予測です。2040年人口は、2010年に対し14パーセント減少するとされていますが、65歳以上の高齢化率は現状より10パーセント近く上昇し、34.6パーセントとなる見込みとなっております。

続いてこちらは、松本市の人口変遷を昭和10年から平成24年までをまとめたものでございます。人口と世帯当たりの人員の変遷をまとめたグラフです。世帯当たりの人員は、昭和40年の4.9人から2.4人と半減している状況です。

続きまして、松本市域と、中心市街地部である第1、第2、第3地区と東部及び中央地区の5地区の人口の変遷をまとめた資料です。昭和30年に対し平成26年の数値をまとめたものですが、昭和30年を100とした場合、市全体では128パーセントに増加しているのに対し、市中心部5地区では34パーセントまで減少が進んでおります。これは、郊外への人口移動が進んでいるという結果が分かります。

次に中心部5地区の世帯数と人口を比較したグラフです。同じく昭和30年に対し平成26年の数値をまとめたものですが、左側の世帯数は9,908世帯から7,141世帯と28パーセントの減少に対し、人口は42,099人が14,476人と、66パーセント減の34パーセントにまで減少しています。核家族化がですね、顕著に進行していることが分かります。



また、右上のグラフは、松本城周辺であります中央地区における平成23年度の人口ピラミッドになります。下の方の若年層が少なく、高齢化が著しい状況が見受けられます。

次に国が分析したのですが、都市機能を維持するための課題としては、生産年齢の減少に伴う歳入減少が見込まれる一方で、高齢化による社会保障費の増大と、社会基盤の維持管理費の増大が見込まれ、財政収支は悪化することが懸念されています。

こちらの表は、国と地方の公債等残高が青いグラフで、社会基盤の維持管理等の更新費が赤のグラフで示されており、いずれも増大化の見込みがされているという状況です。

こちらは市町村の人口密度と行政コストを分析したグラフです。人口密度と一人当たりの行政コストには一定の関係があり、持続的な都市経営を維持していくためには、人口密度を高め、行政の効率化を図ることが不可欠とされています。

文字が小さくてちょっと分かりにくいですが、下の方が人口密度、それに対して上の目盛りが一人当たりの歳出額を示しておりまして、それをプロットしてみると必然的にこのような形で、一定の関係でコストが高くなるということになっております。

続いて、地方都市の現状といたしまして、県庁所在地では、1970年から2010年までの40年間で人口は2割増加しました。しかし、今後の40年間で1970年と同水準まで減少がされるというふうに予想がされております。それに対し、人口が集中しているDID地区の面積は2010年までに倍増しており、市街地が拡散し低密度な市街地を形成しているということで、拡散した居住者の生活を支えるサービスの提供が困難となりかねない状況にあると言えます。

都市の部分的な問題への対症療法では間に合わず、都市全体の観点から取り組みを進める必要がございます。こちらでは国土交通省が長野県内のある市で行った人口動態と将来の都市機能の問題について、分析した結果をご紹介します。

右の図面にあるように、市街地の指標となるDID地区(いわゆる人口集中地区)は、昭和35年(1960年)に比べ平成17年(2005年)には約4倍に拡大されております。青い部分が1960年代で2005年には赤く4倍まで拡大がされてきたという経緯です。

DID地区内の人口密度は、多い時にはhaあたり100人を超えておりましたが、実際、2005年時点では、DID地区の目安となるヘクタールあたり40人を下回り、そのような状況になってきてございます。

このまま対策を講じないまま、市全域で均一に人口が減少したと想定した場合ですが、2040年には40人/ヘクタールを超える赤い地点がほとんど無くなり低密度で行政コストが高い市街地が残されてしまいます。

左側が2010年の段階では、まだ中心市街地においては、人口密度ヘクタールあたり40人を超える赤いブロックがたくさんあるのですが、このままにしておくと2040年にはそういった密度がほとんどなくなってしまうという、そういう状況です。

これは行政コストだけでなく、住民やお客さまがいけないという所には新たなお店は出店も難しくなっておりまして、公共交通も走らせられないという、そのような深刻な状況へとなっていってしまう、ということがございます。

今回松本市で立地適正化計画の策定を行う区域の設定のイメージについて、議案書の14ページをご覧ください。

立地適正化計画の計画区域は、都市全体を見渡す観点から都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることが基本となります。

松本市の都市計画区域は、赤線で示す旧松本市域、梓川地区、波田地区の30,191haであり、この全域が計画対象となります。

続いて、議案書の15ページは都市再生特別措置法の改正の概要をまとめた資料をつけてございます。中心市街地や公共交通沿線の拠点地区に都市機能を集約させ、都市型居住の創出や民間活力を誘導し、持続可能なまちづくりを進めていくという方針のものです。

区域設定のイメージについては議案書の16ページをご覧ください。

松本市においては、都市計画区域を立地適正化区域と定め、市街化区域内に、居住誘導区域と都市機能誘導区域の双方を定めるとともに、居住誘導区域の中に都市機能誘導区域を定めていくという形になります。

この概要の中に地方都市における施策の方向性について、「多極ネットワーク型コンパクトシティを目指す。」とあります。

医療や福祉、商業といった都市施設がまとまって立地し、公共交通の充実により、住まいのエリアからアクセスし、必要な行政サービスなどが住まいの身近に存在する、まさに松本市が目指す「歩いて暮

らせるまちづくり」である集約型都市構造への転換を図ることを目的としてございます。

ここで、コンパクトシティという定義は近年多く語られておりますが、一部誤解も生じているようです。

大きなターミナル駅周辺などの一カ所に一極集中して全てを集約するのかわれがちですが、多極型として、中心的な拠点だけでなく、旧町村のですね、役場周辺などの生活拠点を含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指していくものです。また、全ての人口の集約を図るものではなく、一定のエリアの人口密度を維持することを目的としており、これにつきましては、短期間で強制的に進めるのではなく、インセンティブを講じながら時間をかけ居住の集約化を進めていくという考えのものです。

ここからは、本日お配りしたパンフレットの内容に沿ってご説明をいたします。1ページ、2ページをご覧ください。

立地適正化計画は、住民に最も身近で、まちづくりの中核的な担い手である市町村が作成することとされています。また、広域生活圈や経済圏が形成されている複数の市町村が連携して作成することも想定されています。この計画の主な意義や役割が7項目でまとめられていますので、掻い摘んで説明をさせていただきます。

まず、1ページ左中ほどにございます、「都市全体を見渡したマスタープラン」とあります。多様な関係者に参画いただく中で、市内の全域を見渡してすべての機能を対象として立地を計画する、都市マスタープランの詳細版という形になります。

続いて、2ページ左の中ほどをご覧ください。「都市計画と民間施設誘導の融合」とあります。既存インフラの有効活用や、民間施設への支援策を検討します。区域内に不足または、維持すべき誘導したい施設の設定を行い、区域外における計画には届出や勧告を行うことで、斡旋や誘導により民間資本等による都市機能の充実と効率化を図ってまいります。

続いて、2ページ右下をご覧ください。「市町村の主体性と都道府県の広域調整」とございます。まちづくりの担い手として市が立地適正化を定めるとともに、広域的な観点から県には広域市町村間の調整を担っていただきたいと考えております。

続いて、1ページから2ページの中ほど、下のところにあるんですが、「市街地空洞化防止のための新たな選択肢」とあります。一定のエリアでの人口密度を維持するため、空地・空き家の有効活用や、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、様々な施策を検討し導いていきます。

続いて、2ページの右側ですが、「時間軸を持ったアクションプラン」とあります。居住の誘導は短期間で実現するものではありません。計画的な時間軸の中では、おおむね20年後や、その先の都市の姿を展望することが望まれています。段階を踏んで都市計画の見直しや、居住誘導区域の更なる見直しなど、不断の見直しを進めていく必要がございます。

続いて、1ページ中ほど、右側になりますが、「都市計画と公共交通の一体化」とあります。コンパクトなまちづくりと地域公共交通の再編を一体的に進め、松本市におきましては、次世代交通政策による交通機能の強化や広域的な交流や賑わいを創出する都市基盤の形成を進めます。

1ページ左下にございます。「まちづくりへの公的不動産の活用」とあります。公共施設の老朽化対策や統廃合などを定めるため、今年度、松本市におきましても策定中の「公共施設等総合管理計画」等と連携をしながら検討を進めていくということになっております。

パンフレットの5ページをお開きください。左上の方に立地適正化計画の策定手続きとございます。立地適正化計画は、都市計画マスタープランと同様で、都市計画決定等の手続きは必要とされていますが、計画内容を公表することにより策定されたということになります。ただ、計画作成にあたっては、公聴会の開催などで住民意見をくみ取ったうえで、都市計画審議会の意見を聞きながら進めることとされています。

また、庁内においても、建設部ばかりではなく、医療・福祉・産業・農業・観光・防災など他部局との十分な連携や共同での検討を進めていくことが求められています。

最後に、議案書の12ページをお開き下さい。今後の具体的なスケジュールについてご説明いたします。

平成27年度は、立地適正化計画の策定スケジュールを検討し、基礎調査により本市の都市構造の課題を分析するとともに、将来の都市像やその実現に向けたシナリオなど計画の骨子の策定を進めていきます。

平成28年度は、都市の骨格構造や誘導方針を検討し、都市機能誘導区域と誘導施設を定める予定です。

平成29年度以降は、居住の誘導の区域の設定等に向け、人口密度を維持するエリアをどこにするか

という、そういった検討を進め、

平成30年度末には、居住誘導区域を定める予定で進めてまいります。

いずれも、随時、都市計画審議会への報告を行いながら、意見をお聴きながら進めていきたいと思っております。なお、現在、全国で175自治体が計画策定について具体的な取組みを行っており、長野県内では7市において検討がされています。

制度が制定されたばかりで、手探りの状況ではありますが、「いつまでも暮らしやすいまち」とするため、情報収集等をしっかりしながら十分な検討を進めてまいりたいと思っております。

以上、立地適正化計画の策定について報告事項の説明を終わります。よろしくお願いたします。

(大江裕幸会長)

どうもありがとうございました。

ただ今、報告事項「松本市立地適正化計画策定について」のご説明がございました。ご意見ご質問等のある委員の発言を求めます。

(胡桃澤宏行委員)

この国の計画を私なりに理解してきたつもりですが、この点をこれから念頭に入れて検討いただけたらありがたいな、と思うんです。一つはですね、今は居住地域というような観点で、それからまちの中心地区という中心市街地みたいな観点でお話をされているんですが、この中に働く場所をどこに組み込んで、どうやってやったら良いかという、そういう視点も入れていただいて、検討いただければいいかなとそんな風に個人的に思いますので、よろしくおねがいます。

(大江裕幸会長)

以上でよろしいでしょうか。

(柳澤都市政策課係長)

はい、ありがとうございます。

この立地適正化計画には、やはりまちなにぎわいも当然なんですけれども、色んな多様な人々が助け合って暮らしていく、そういったまちなか居住的な部分、それからそれではやはり産業ですとか、そういった事業所といった働く場というものもですね、まちなかにまちなか回帰という形でですね、もってくる必要性も感じております。そういった視点、多様な視点に立ちながら、計画策定について分析を行い、設定をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願したいと思っております。

(大江裕幸会長)

胡桃澤委員よろしいでしょうか。

(胡桃澤宏行委員)

はい。

(大江裕幸会長)

それでは、他にご意見、ご質問はいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

(井口司朗委員)

一つというか、こんな考え方もあるのかなと思って、提案というか意見を言いたいと思うんです。古今東西を問わず、その都市が発展してきた歴史を見ると、大概、暮盤の目の都市がずっといままで、と私は認識しているんですが、それと、放射線状にこう広がっていく街並みというか、そのどちらかだと思うんですけれども、大きく言って、で、そういう大きい部分では、都市計画の中で松本市はどういう風に考えているのか教えていただければ。

(上條都市政策課長)

はい、今のご質問、道路に関わることかなと思います。ご存知のように松本市はですね、やはりそのお城を中心とした城下町というようなことからまちが成ってきた関係で、やはり道路が全部こう中心部に向かった放射の道路という風になっております。しなしながら、そんなような交通体系でございます

んで、当然、環状線とうものが必要となってきました。

松本市の道路計画で申し上げますと、三つの環状線という考え方をしております、内、中、外のその環状線という事で、松本市の総合都市交通計画、都市計画マスタープランにおいてもそんなような考え方で、環状放射型の道路というものを考えていくということになっております。また、交通のネットワークの面も含めながら、この立地適正化計画も考えていくことになろうかなという風に思っております。以上です。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。よろしいですか。

(井口司朗委員)

はい。

(柳澤都市政策課係長)

今の回答に補足をさせていただけたらと思います。いま課長の方からそういった形で様々な都市施設の整備という部分を含めた将来的なまちの構造もございしますが、やはり全国どこでも同じ都市ではなくてですね、松本らしさ、松本が持つ、その松本で住まうことの魅力というものを高めていくことが大事かなというふうに思っております。

先だって、説明会等もさせていただきましたが、松本城を中心としたまちづくりということの中においてはですね、やはりそういった松本のまちに住んでいただくことのインセンティブというものを大事に考えながら、ハード整備だけではなくて、色んなソフトの事業ですとか、まちの魅力を高めるといった施策を組合せながら、多くの人に住んでもらったり、交流人口が増えるような、そんな形でこの計画の中でもそういった視点を活かしながら松本らしいまちづくりに向けた計画としていきたいという風に考えております。

(大江裕幸会長)

先程は失礼しました。大澤委員お願いします。

(大澤徳次委員)

この事例については、松本市を中心にしたまちだと思っんですね。この中にですね、やっぱり地区という、他の地区いろんな、私は入山辺なんですけども。入山辺の地区においてもですね、いま下水道も通っていない地区もあるわけですし、コンパクトシティという考え方から見るとですね、入山辺の中心地があるんです。そのところにですね、人口を集約させるのか、それともですね、いまあるこの集落をそのまま残しておくのかね、やはりそういったことも地域においてはですね、非常に重要なテーマとなってくるような気がするんですがね。そうなってくると農地法を改正しないとですね、調整区域であるわけですので、なかなか住宅を建てるということまでですね、なかなか難しい地域もあると思うんですけれども。だから色んなことを組合せてやっぱり地域をどのようにするかっていうことをですね、充分考慮した計画を立てていただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。

(柳澤都市政策課係長)

はい、貴重なご意見としてお聴きしまして、そういった視点も持ちながら計画策定を進めてまいります。

(大江裕幸会長)

他にご意見、ご質問等はいかがでしょう。

大窪委員お願いします。

(大窪久美子委員)

立地適正化計画については、策定は善処して行かなければならないことなんですけれども、それと合わせまして、ぜひやはり人口減社会を受け止めるだけでなく、人口増に松本市は行けるような形で、

もっと松本全体の魅力をですね、大都市に住まわれている若い世代の方に発信して頂いて、少しでもいまある松本の字ごとの集落ごとの伝統的な文化とか資源を活かしながら、ここで生活していただけるってようなそういう松本市独自の施策をぜひ展開していただきたいと思います。この計画そのものの意見ではないんですけども、本来そこももっと施策として充実していかなければ、大事なものを各地方都市が失っていくばかりかなと思っています。よろしくお願いします。

(柳澤都市政策課係長)

はい、ありがとうございます。  
貴重な意見として承ってまいりたいと思います。

(大江裕幸会長)

はい、どうぞ。

(胡桃澤宏行委員)

今の意見の中で、松本市で人口ビジョンを作っていくという、そういう話があると思うんですが、その人口ビジョンを作るという基本的な考えだと思うんです。いま24万人口がいるんですが、自然減で行くと先程話しがあったようにどんどん減っていっちゃう、でもそれをそのままにするんじゃなくて、ある程度は確保して行くんだとそういう考え方でビジョンをつくるという風に理解をしているんですが、そういうことでよろしいんでしょうか。

(柳澤都市政策課係長)

はい、ありがとうございます。  
このまま自然減ということであれば、このまま減っていくのは当然なんですけど、やはり松本市のいまの現在の都市マスタープランにおいてもですね、その減少率を少しでも抑制するということを目標に設定をされております。当然、人口密度等を維持しながらまちを形成していくという部分において、やはりそういった視点で人口についてもですね、目標を持ちながら計画策定を進めていきたいと思っています。

(上條建設部長)

胡桃澤委員のご質問は、地方創生に関わるお話しかなというふうに思っています。現在、松本版の総合戦略について庁内で議論をしているところであります。その中でそういった人口ビジョンもベースになる部分ですから、定めながらということになります。私の口からはっきりこうだということは今の段階では申し上げあげられる段階ではございませんが、色々な視点で人口をどういうふうに設定して行くのかと、現在策定してある、現在の総合計画とそれから都市計画マスタープランとで整合しながら将来の人口は設定してあることを総合戦略の中で、どういう整合を図りながら位置付けていくのかと、そういう議論になるのかなと思っています。

(大江裕幸会長)

胡桃澤委員、よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは他にご意見、ご質問はよろしいでしょうか。  
武者委員、どうぞ。

(武者忠彦委員)

この立地適正化計画のですね、策定していく上で、二つぐらい留意しなきゃいけないことがあるんじゃないかと思っています。

一つはですね、先程の説明の中にもありましたけれども、公共施設等の総合管理計画です。これは、言ってみれば総務省系列のお話なので、こちらにはあまり空間的な概念がないんですよ。要はその立地適正化計画自体はこれたぶん、公共施設をどういうふうに空間的にマネジメントしていくかっていうものとやっぱり表裏一体だと思うので、その辺が、この国交省系列の計画と総務省系列の計画と調整しながらやっていくのが非常に重要ななと思います。

それからもう一点ですけれども、これは恐らく先程来出ている、本当にこれ人口を集約していけるのか、これでというところで、立地適正化計画だけではなく、やはりこれ組合せて地区計画だとか特別用途地域だとかそういうもの、かなりきめ細かく組合せてやってかないと、到底人口が戻る動きにはなっていないと思う。そういう仕組みを計画策定のスケジュールと並行しながら、ある程度議論して行か

ないと、計画を作っただけで、本当に終わってしまうようなことを危惧します。この2点だけ申し上げておきます。

(柳澤都市政策課係長)

はい、ありがとうございます。

まず、公共施設につきましては、やはりこの計画を進めるにあたっては、まずは、そこの連携が一番の肝になるのかという風に思っております。松本市でいけば、契約管財セクションになるんですけども、そちらと管理計画等と整合性を合わせながら計画を作っていきたいと思っております。それから、あと、様々なそういった制度、いまご指摘のありました特別用途地域でしたり、地区計画といった部分、それから駐車場等の中心市街地における再配置ですとか、公共交通、そういった様々な制度も並行し検討しながら進めていくということでは、こういった形で進めていったらいいかという、シナリオをしっかり作っていきたいという風に考えております。

(大江裕幸会長)

武者委員よろしいでしょうか。

(武者忠彦委員)

はい。

(大江裕幸会長)

では、大久保委員お願いいたします。

(大久保真一委員)

国交省のこの計画は、平成の大合併の全国版の後始末、そういう感じがするんですよね。これをいかに有効にするかっていうのは、先程の島内の東方の土地もそうですけども、将来的には二世帯住宅が建たるといいうように、私そう思っているんです。そうすれば、人口もあまり移動しなくて、逆に人口が増えてくるとそういう風に思っています。松本市としては、そういう政策を具体化、具現化してこの国交省のこれを基にしながら、いわゆるコンパクトシティで結構なんで、いま東京、名古屋、大阪とか福岡とか札幌とか仙台とか、そういう都市に日本の人口の約半分近くが、住んでいるわけですよね。そういう意味からすれば、その人たちが二世帯住宅、こちらに人口増えれば、工場も増える、逆にそういった工場を増やして人口を増やすという方法もあるし、人口を増やしてから商業が発展させるとか、いろいろこれからの方法があるし、製造業もいわゆるサービス業と合わせて、2・5次産業とか言い出している時期です。そういう意味では松本市独自の人口増加策として、二世帯住宅が建たるといような施策をとっていかないと、いまもう既に、私の近くの住宅地も昭和40年来の住宅地が子供の世代になって、二世帯住宅が建たらなくなっちゃって、じいちゃん、ばあちゃんはそのに居て、自分たちは違う安曇野市だとか塩尻市だとかそちらの方へ安い土地のほうへ移っていくと、そういうことがあるんです。松本市もその辺は重点的な施策としてやっていかないと、24万の市民が、いま24万1千いくら、3千いくらでしたっけ、どんどん減るとい風に思います。このままの施策でいくと、そういう意味では、そういった施策、二世帯住宅なりそういったものをこの中に盛込んで、松本市独自のものを作っかないと。いまは報告事項ですから、一応聞いておきますけども、そういった意味で具体的な具現化するときには、ぜひそういった観点を入れていただければという風に思います。

(柳澤都市政策課係長)

はい、ありがとうございます。

先程のご説明させていただいた資料でも、だいぶ核家族化が進んだことによってですね、都市の空洞化が進んできたという状況が顕著に表れているのかと思っております。そういった課題、いまご指摘頂きましたこと踏まえまして、今後も検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

(大江裕幸会長)

大久保委員よろしいでしょうか。

他にご意見やご質問はいかがでしょうか。よろしいでしょうかね。

この件は、また随時、当審議会でご報告いただけるということなので、次回以降もご意見、ご質問等

を積極的にいただければという風に思います。それでは、他に意見等が無いようですので、以上で質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日付託されました議案の審議は終了しました。審議の結果報告につきましては、各委員からの意見等を踏まえて行いますが、報告書の調製につきましては会長に一任願いたいと思います。よろしいでしょうか。

(委員)

【異議なし】

(大江裕幸会長)

ありがとうございました。ご異議ないようですので、そのようにさせていただきます。

議事録署名人に指名させていただきましたお二人の委員には、後日、事務局において調整された会議録が送付されますので、署名後事務局へ返送をお願いいたします。また、委員各位には、後日事務局より報告書の写し及び議事録の写しをお送りいたしますので、ご承知ください。

この際、議案以外のことで何かご意見等ございましたらご発言いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に無いようですので、以上で第44回松本市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(上條都市政策課長)

申し訳ございません。事務局からですが、大江会長、また委員の皆様、慎重なご審議ありがとうございました。次回の都市計画審議会についてでございますが、現在のところ12月頃を予定しております。案件によって前後する場合がございますので、その都度、皆様にはご通知申し上げますので、ご出席のほうよろしくお願ひしたいと思います。

また、本日は貴重なご意見ありがとうございました。この意見を参考にいたしまして、計画策定に取り組んでいきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本日の都市計画審議会、これにて終了といたします。どうもありがとうございました。